

## ICA アーキビストの倫理綱領 (1) 成立の背景とその構成

### ICA「アーキビストの倫理綱領」採択まで

アーキビストの倫理綱領は1996年開催の第13回ICA大会において発表・採択された。そこに至る道筋は、1993年にさかのぼる。この年メキシコシティで開催されたICA円卓会議とICA/SPA専門家団体部会では、ICAとしてアーキビストの倫理綱領の作成を行うことを決め、その案文起草が始まった。

### いくつかの先行事例

1985年頃に出版された安澤秀一『文書館・史料館への道』には、英国のアーキビスト協会がまとめた倫理綱領の訳文が掲載されているし、米国でもまた1980年代初頭に米国アーキビスト協会がアーキビストの倫理綱領を取りまとめて発表している。そうした一連の流れがICA/SPAアーキビスト倫理綱領起草プロジェクトにつながったであろう事は想像に難くない。こうして1993年にスタートしたICAアーキビストの倫理綱領プロジェクトは、その後の検討を経て冒頭にも述べた通り1996年中国・北京で開催された第13回ICA大会にその成文が提出され、採択された。

### ICAの勧告と我が国での紹介

第13回ICA大会ではこの倫理綱領採択にあたり、「世界規模の議論を活気づけ、その理念を根づかせるよう奨励する」旨の勧告を行った。

日本語訳文はまず、1997年3月発行の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）国際交流委員会『ICA北京大会・総会会議資料抄録』に掲載された。これを皮切りに、ウェブサイト「日本のアーキビスト」や、『文書館用語集』巻末資料などにも取り上げられた。最初に日本語訳が掲載されたおり、筆者はこの倫理綱領を日本に紹介するもの一人として「是非とも（日本でのアーキビスト）論議の対象に加え、日本のアーキビスト制度の展望に、新たな広がり期待したい」と願ったものである。なお、本稿で用いる日本語訳文は、ウェブサイト「日本のアーキビスト」に細井守氏が紹介したもののデータを利用している。

### ICA【アーキビストの倫理綱領】の構成

この倫理綱領は、前文と本文に大きく分かれている。前文は6つの文章から成り、それぞれの文章には01.から06.までの番号を付し、このアーキビスト倫理綱領の趣旨について説明を加えている。これに対して本文は10節構成、各節に番号が与えられている。各節はそれぞれ主文と説明がある。主文は、言うなれば抽象的な表現でアーキビストが目標とすべきところを述べ、説明文ではその目標に具体的なイメージを与えつつ、実務に倫理綱領をどのように反映させるべきかを語っている。

なお、このような構成は、アーキビストの倫理綱領一つに限らない。先頃日本語訳が出版された目録規則の枠組ISAD(G)、ISAAR(CPF)の場合も同様の構成だ。我が国では法律が出来るとその施行令(政令)、規則、ガイドラインなどが次々と繰り出されるが、ICAが関係者全体にかかわるきめごとを起草するときは、どうも説明と本文をまとめて一つのドキュメントに仕立てていく傾向がある。

### 資料・「ICAアーキビストの倫理綱領」前文

#### はじめに

**01.** アーキビストの倫理綱領は、文書館学専門領域の行動に質の高い基準を設けようとするものである。

この倫理綱領は、新たにこの領域のメンバーとなる人には基準を教示し、また経験を積んだアーキビストにはその専門領域の責任について注意を喚起し、一般人に対してはその領域への信頼を浸透させようとするものである。

**02.** この倫理綱領においてアーキビストとは、文書館史料の制御、整備、貯蔵、保存及び管理にかかわるあらゆる事柄に関わる者をいう。

**03.** 所属機関及び文書館当局は、本倫理綱領の実施を可能とすべき方針や実務を採択することが推奨される。

**04.** この倫理綱領は、この専門領域の構成員に倫理上の指針を与えようとするものであり、特定の諸問題を特に解決しようとするものではない。

**05.** 主文には全て解説が付されている。倫理綱領は主文と解説とで構成されるものとする。

**06.** 綱領は、文書館機関や専門家団体がこれを実施したいという希望によって構成されている。

る。これは、教育的努力の形式、及び疑義ある場合の指針の提供や、倫理にもとる行動に関する検討、並びに適切と考えられる場合には制裁の適用のための機構の創設に用いる。

前文

### 「前文」

前文は、01.から 06.までの 6 項目からなる。倫理綱領の内容に立ち入る前に、倫理綱領が目指す理念、アーキビストの定義、倫理綱領の適用対象機関等の枠組等、前提条件ともいうべきことがらを列記している。日本語訳ではこの部分のタイトルを「はじめに」としてある。以下各項目について述べたい。

**01. アーキビストの倫理綱領は、文書館学専門領域の行動に質の高い基準を設けようとするものである。**

この倫理綱領は、新たにこの領域のメンバーとなる人には基準を教示し、また経験を積んだアーキビストにはその専門領域の責任について注意を喚起し、一般人に対してはその領域への信頼を浸透させようとするものである。

出だしで引っかかるのもおかしいが、筆者は「文書館学専門領域」が確立した領域とは思っていない。文書学とか、公文書館学、記録史料学、といった表現もある。昨今では記録管理・情報管理も文書館学に重なるとする考え方が支配的になってきた。そこで、ここではこれらを包括的に捉えて「文書館学専門領域」と考えるのが良いだろう。広い意味で言う文書資料を保存・利用提供するために行う業務が、文書館学専門領域の行動、と解釈できるだろう。そして、この文書資料を保存・利用提供するための業務の質を高めるために設けるのが、この「アーキビストの倫理綱領」だというのが最初の文章の意味である。

2 番目の文章は、倫理綱領の目指すところをうたっている。文書資料の保存・利用提供業務にこれから携わろうとする人々には、「このように業務を遂行するように」という「基準」であり、以前からこの業務に携わっている人々には日常業務の遂行の意味を確認する「手がかり」であろうとするのが倫理綱領なのである。そして、この倫理綱領を見た一般の人々には「なるほど、文書資料の保存と利用は、こんなにきちんとした考えに基づいて行われる業務なのだ」と納得し、「文書の保存と利用は、専門的で意義ある仕事だ」と感じてもらいたいという願いがこめられている。以上のことを踏まえて、その意味だけをとりだしていくと、次のような表現になる。

アーカイブでは、新米もベテランもみな、この倫理綱領に沿って、プライドと共に専門知識をもって文書資料の保存と利用提供の仕事をしています。文書資料はアーカイブに託して下さい。保存するだけでなく、使うときも安心して便利に、確実に皆さんのお役に立てるサービスを提供するのがアーキビストです。アーキビストは文書資料の保存と利用提供を行う専門家なのです。

専門家が行う業務とは、その組織固有の「きめごと」のみならず、「文書の保存と利用提供」という「専門分野」における「責任ある」業務を遂行することである。そのためには一定の基準を示すことで、思いつきの善意や親切による一過性の行動ではなく、継続性ある高質の行動を提案することによって、アーキビストの社会的位置づけを高め、社会の中での信頼を確保することを目指している。こうして見ると、記録を社会の共有財産として保存することが、文書館学専門領域の基盤を形成していることが明らかになる。

**02. この倫理綱領においてアーキビストとは、文書館史料の制御、整備、貯蔵、保存及び管理にかかわるあらゆる事柄に関わる者をいう。**

これはアーキビストの定義だ。「文書館史料の制御、整備、貯蔵、保存及び管理にかかわるあらゆることがら」には、文書館運営そのものも当然ながら含まれている。これまで文書館長は当然、専門家アーキビストであるとされていたが、実は必ずしもそうではない。とりわけ国立文書館のトップには、政治的な指名で政治家、キャリア官僚、図書館等周辺領域の専門家が就任するという話は、最近では決して少なくない。95年に就任した合衆国アーキビスト、すなわち国立公文書記録管理庁長官ジョン・カーリン氏の前職はカンザス州知事だし、フランスでは国立文書局長と国立図書館長の人事交流が盛んになっているようにも聞く。東アジアの場合、韓国ではほぼ毎年のように政府記録保存所長の名前が変わ

る。日本の場合地方自治体の（公）文書館長がもともと「専門家」である場合とそうでない場合を比べると、後者のケースでは在任期間が短いので、人事の交替は頻繁になりがちだ。それだけに、その任にあたる人は就任後直ちに専門家としての業務規範を知り、それに基づく行動をとることが求められることになる。これは日本でも当然のこととされているのかもしれないが、そんな場合に参考にすべき行動規範であることが、02. に記されたアーキビストの定義から読み取れる。

**03. 所属機関及び文書館当局は、本倫理綱領の実施を可能とすべき方針や実務を採択することが推奨される。**

日本では、国立公文書館は国立公文書館法のもとで、多くの自治体文書館は文書館条例等により運営されている。こうした法規は通常、所属機関の枠組の中で構築される。従って、公務員の守秘義務や上司の指示による業務遂行などは当然とされている。しかし、アーキビストは専門家＝プロフェSSIONALだ。この認識に基づいて構築されている倫理綱領は、文書館業務の中で、一般的な公務員の業務遂行や守秘義務では片づけられないさまざまな事象に直面したときに、役立つ指針を提供するものとなるはずだ。そんな考え方から推して、一般的な公務員の業務遂行規範よりはこの倫理綱領をより上位に位置づけて欲しい、ということをごここでは述べている。文書館それ自体だけでなく、文書館を設置する政府機関、自治体などに対し、この倫理綱領の尊重を求めている、ということにもなるのか。噛み砕いて読み替えれば、次のような表現もできるだろう。

文書館、文書館の上部機関は、文書館業務の方針や実務を決める場合には、このアーキビスト倫理綱領の枠組を参考にしていきたいものです。

わずか 2 行のささやかな文言ではあるが、このところで表現している意味内容は、アーキビストが専門家業務を担う職能集団であることを強く主張し、それに対する表敬と尊重をアーキビストの雇用者たる機関や組織にはっきりと要求している点に注意しておきたい。

**04. この倫理綱領は、この専門領域の構成員に倫理上の指針を与えようとするものであり、特定の諸問題を特に解決しようとするものではない。**

ICA が示す倫理綱領は、そもそも強制力とか拘束力と言った「権力」とは無縁である。この部分はそのことを改めて「特定の諸問題を特に解決しようとするものではない」という表現を用いて、特に確認している。国外で構築された枠組に出会うと、それを金科玉条としがちなのは日本人だけではないらしい。

アーキビストの倫理綱領は、文書館で働く人々が正しく業務を遂行するための道しるべを提供しようとしています。但し、何らかの特定のことがらを「このようにしなさい」という形で決着させることを目指すものではありません。

ICA 倫理綱領に基づき、それぞれの専門家がみずから考え判断することが求められているのであって、ICA という組織それ自体が何かのルール決めをする立場ではない。それが国際 NGO としての ICA そのものの矜持である。NGO は、内政干渉しない、という大きな立場がこの 04. 項の背景にある。

**05. 主文には全て解説が付されている。倫理綱領は主文と解説とで構成されるものとする。**

前文が終わると、次に倫理綱領の本体に取りかかることになる。その本体には、主文と解説のセットが 10 項目ある。あたかも日本の公文書館法とこれに付された各条文の解説のような体裁になっている。そのことを指している。

**06. 綱領は、文書館機関や専門家団体がこれを実施したいという希望によって構成されている。これは、教育的努力の形式、及び疑義ある場合の指針の提供や、倫理にもとる行動に関する検討、並びに適切と考えられる場合には制裁の適用のための機構の創設に用いる。**

アーキビストの倫理綱領の成立の背景がこの部分に集約されている。倫理綱領の起草は、ICA/SPA、専門家団体部会の活動成果である。つまり、専門家の集団により、みずからの専門的な活動の枠組を示すために作られたのが、この倫理綱領であり、それは「これを実施したいという希望」つまり理想像を取りまとめたものと読み取れる。

「教育的努力の形式、および疑義ある場合の指針の提供や、倫理にもとる行動に関する検討」とは、文書館の業務の中で、誰に何をどのように教えるか、仕事を進める上での迷いが生じたときにどうするか、するべきでない行動とは何か、などを指すと理解できる。更に、「制裁の適用のための機構の創設」即ち、ペナルティとか罰則と呼ばれるような約束事をあらためて作る場合にも倫理綱領を見て欲しい、としている。

アーキビストの倫理綱領は、文書館とアーキビスト専門家団体が、理想像を取りまとめて作り上げたものです。文書館の仕事を進める上で、誰に何をどのように教えるのかとか、どうして飯川からなくなったときとか、してはいけないことは何か、などを考えるとき、あるいはときによっては罰則を設ける場合などにも、この倫理綱領を見て参考にさせていただきたいと考えます。

### 「主文及び解説」

ここからは、本題である倫理綱領主文と解説を見ていく。主文と解説は各項ごとにセットになっている。そこで、主文は枠で囲み、解説はその外側に掲出した上、最後に点線で囲んだ中に筆者が翻案した主文の趣旨を述べることにする。

1. アーキビストは、文書館資料の完全性を保護し、それにより資料が過去の証明として信頼できるものであり続けることを保障しなければならない。

アーキビストの第一義的な義務とは、アーキビストが管轄し、その収蔵にかかる記録について、現状をそのままに維持管理することである。この義務の遂行にあたり、アーキビストは、雇用者、所蔵者、データ件名、並びに過去・現在・未来の利用者のいずれについても、時には相反することもある権利と利益の正当性を考慮しなければならない。

⇒ アーカイブは集合体として把握する必要があります。それは、集合体であることによって表現される情報がアーカイブを理解したり検索したりする場合に不可欠であることを意味するからであり、これを確実に維持するのがアーキビストの第1義的専門性なのです。

2. アーキビストは文書館資料を歴史的、法的、管理運営的な観点からみて評価、選別、維持管理を行い、それにより出所の原則、資料の原秩序の保存と証明を残さねばならない。

アーキビストは常識的な理念と実務にしたがって行動しなければならない。アーキビストはアーカイブズ理念にしたがって、電子記録やマルチメディア記録を含め、現用及び半現用記録の作成、維持管理及び処分、文書館へ移管する記録の選別と受け入れ、アーキビストが管轄する資料の保安、保存及び修復、並びにそれら資料の整理、記述、出版を含む利用提供について考慮しつつ、その義務と機能を行わなければならない。アーキビストは所属する文書館機関が運営上求める要件、及び受け入れ方針について完全な知識を持った上で、これを勘案しつつ記録の評価を行うべきである。アーキビストは文書館の理念と承認された標準に従い、できる限り速やかに、保存のために選別した記録の整理と記述をすべきである。アーキビストは所属機関の目的及び財源に沿って記録を受け入れるべきである。アーキビストは、記録の現状維持や保安の危機を冒してまで、あえて記録の受け入れを模索・承諾すべきではない。アーキビストは、これら記録の最も適切な保存場所での保存を確保するため、相互協力すべきである。アーキビストは、戦時下や占領下に持ち去られた公的資料を、本来の発生国の返還するため、協力すべきである。

⇒ アーキビストには資料の評価・選別・維持管理という専門的仕事があります。歴史的、法的、管

理運営的な目で資料をみて判断すると同時に、その仕事の成果が、資料の出所や原秩序を保存し、またそれが保存されていることを証明できるよう留意することが、第1番の専門性といえるでしょう。

**3. アーキビストは、資料が文書館で処理、保存及び利用に付される間、損なわれることがないよう保護しなければならない。**

アーキビストは電子記録やマルチメディア記録を含め、評価、整理及び記述、修復、利用などの文書館業務のために、記録の資料価値が損なわれることがないよう万全を期すべきである。標本抽出は、必ず注意深く考案された手法と基準にしたがって行うべきである。原本を別のフォーマットで代替する場合は、その記録の法的価値、評価額、情報価値についての検討を必ず行うべきである。閲覧制限のある書類を一時的にファイルから外す場合は、利用者に対してこの事実を周知すべきである。

⇒ 資料は文書館で評価選別、整理、目録作成、などの利用に向けた処理が施されます。その後資料は利用者に対する利用に供されるとともに、文書館で長く利用に供することができるように保存します。アーキビストはそのすべての面で資料の持つ情報と形態を長く将来に引き継ぐことができるよう、『保護』する役割を負うのです。

**4. アーキビストは文書館資料が継続的に利用され、理解されるように努めねばならない。**

アーキビストは、資料を作成並びに収集した人物又は機関の活動についての、必須の証拠を守り、かつ研究動向の変化を念頭におきつつ、その資料を保存するか廃棄するかを選別を行わねばならない。アーキビストは、出所が疑わしい資料の取得に当たっては、それがいかに興味深い内容のものであれ、不正な商取引に関与する可能性があることを念頭に置かねばならない。アーキビストは、かけがえのない記録を盗んだ容疑者の逮捕・起訴のためには、他機関のアーキビストや法務当局や警察などと協力すべきである。

⇒ アーキビストは記録の長期保存と利用提供が、確実に行われるように、さまざまな角度から努力と研究を行わなければなりません。また、記録の出所が公正であるか否かについては、正しい社会人として司法に協力する姿勢が求められます。

**5. アーキビストは、自らが文書館資料に対して施した行動を記録し、それが正当であることを証明しなければならない。**

アーキビストは、資料のライフサイクル全体を通じた良好な記録の管理実務を主唱し、新しいフォーマット及び新たな情報管理実務への取組みについて記録作成者と協力しなければならない。アーキビストは、現存する記録の取得と受入れのみならず、価値ある記録の保存に適切な手続を、情報や記録が発生する時点からはじまる現用情報及び保存システムと合体させることについても、注意を払う必要がある。文書作成部局の職員や記録の所蔵者との交渉に当たるアーキビストは、次の各項目について該当する場合は、これを十分に考慮した上で公正な決定を模索しなければならない：移管、寄贈、売却の当事者；財政取決め及び利益；処理の計画；著作権と閲覧条件。アーキビストは、資料の取得、修復及びあらゆる文書館にかかわる業務について記した永久記録を保管しなければならない。

- ⇒ アーキビストは、文書館資料取り扱いにおける「記録の原則」を遵守しなければなりません。加えて正当な取り扱いをしたということを「証明」する必要性もあります。アーキビストが文書資料保存の専門家であるなら、こうした行動は必然的に社会からも求められるものです。

**6. アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない。**

アーキビストは、管轄するすべての記録について、総合目録と、必要なら個別目録の両方を作成すべきである。アーキビストは、あらゆる方面に対して、公正な助言を行い、バランスのとれる範囲でサービス提供を行うために、利用できる資源を採用すべきである。アーキビストは、所属機関の方針、所蔵資料の保存、関係法令への配慮、個人の権利、寄贈者との覚書などを勘案した上で、所蔵資料に関する常識的な質問にはすべからず、丁寧に、親切心を持って応答し、資料を可能な限り利用するよう、奨励すべきである。アーキビストは、資料を利用する可能性のある人々に対し、非公開の事由を適切に説明し、だれに対しても平等な対応をしなければならない。また、アーキビストは、正当な理由なく閲覧利用が非公開とされている資料を減らすよう、つとめるべきであり、また資料の受入れに当たっては、明確な期限のある非公開である旨を記した、受入れ承諾書を受け取ることを提案することができよう。アーキビストは、資料受入れ時に作成したすべての覚書を、誠実かつ公正な目で観察し、アクセスの自由化の利益のためには、状況の変化に沿って閲覧条件の再交渉を行うべきである。

- ⇒ 平等閲覧の原則や三十年原則を思い起こしてください。閲覧提供などの利用サービスは、一定のきめごとに基づいて行われます。従って、きめごとを確実に守ってサービスを行うのはもとより、そのきめごと自体の妥当性を検討することも、専門家たるアーキビストの守備範囲に置かれます。そして、これこそが専門家としての誇りと自覚に基づいて行われるべき仕事です。

**7. アーキビストは、公開とプライバシーの両方を尊重し、関連法令の範囲内で行動しなければならない。**

アーキビストは、法人及び個人のプライバシー並びに国家安全に関することでは、情報を損なうことなくこれを保護するよう注意を払うべきである。とりわけ、電子記録の場合は、更新や削除が簡単に行えるので、十分な注意を払わねばならない。アーキビストは、記録の作成者又は記録の対象となった個人、とりわけ資料の利用又は処分について声を上げることが出来ない個人のプライバシーを尊重しなければならない。

- ⇒ アーキビストの立場がどのようなものかを考えておかねばなりません。公務員の立場であれ、それ以外の資料保存利用機関の職員の立場であれ、情報提供サービスを行う専門家は公開とプライバシーの両側面からの制約のはざままで、バランスよく適法に、特に情報弱者\*に配慮して行動することが要件となります。

**8. アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与えられた地位を利用して、不公正に自らあるいは他者に利益をもたらすことを避けなければならない。**

アーキビストは、専門的な完全性、客観性及び公正性を損ないかねない活動を慎まねばならない。

\*情報弱者とは、世界人権宣言 19 条に見られる「情報権」の行使や享受が十分に行えない人々のことをいう。

機関、利用者及び同僚を傷つけて、財政的その他個人的な利益を得てはならない。アーキビストは、自らの責任エリアに属する原本資料を個人的に収集すべきではなく、また資料の商取引に関与すべきではない。アーキビストは公衆に利益の衝突を印象づけかねない行動を避けなければならない。アーキビストが所属機関の所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、一般利用者と同じでなければならない。アーキビストは、業務の中で得た非公開の所蔵資料にかかわる情報を、漏したり利用してはならない。アーキビストは、アーキビストが雇用されている専門的及び管理運営上の義務の適切な遂行を妨害するような、アーキビストの個人的な研究や著作発表の関心を、許容してはならない。所属機関の資料を利用する場合、研究者に対しまずアーキビストがその知識を用いたい旨を通知してからでなければ、アーキビストはその研究者による未発表の知識を用いてはならない。アーキビストは、所属機関の資料に立脚して書かれたその分野の他者の著作のレビューやコメントは、してもよい。アーキビストは、専門外の人々が文書館の実務や責任についての調停を行うことを許容してはならない。

⇒ アーキビストは専門家として一般利用者とは異なる特権的資料アクセスが可能です。しかし、これはあくまで一般利用者へのサービス提供の準備のための特権ですから、一般利用者と同列の研究を行うためにこの特権を利用してはならないのです。

**9. アーキビストは、文書館学に関する知識を体系的・継続的に更新することにより専門領域についての熟練を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元するよう努めなければならない。**

アーキビストはその専門的理解と熟練をさらに広げ、専門的知識を有する団体に貢献し、アーキビストが管轄する研修や活動が適正な方法でアーキビストの使命を遂行するために用いられるよう、努めなければならない。

⇒ アーカイブの専門家アーキビストは、自己研鑽を怠ることなく、また研鑽の成果を業務そのものにきちんと反映させるように努力しなければなりません。

**10. アーキビストは、同一あるいはその他の専門領域の構成員と協力して、世界の記録遺産の保存と利用を促進しなければならない。**

アーキビストは、文書館の標準と倫理への信念を強めつつ、専門分野の同僚間での協力を高め、紛争を避ける方法を模索しなければならない。

⇒ 記録遺産の保存と利用にかかわる専門職には、アーキビストのほか司書や学芸員などが知られています。アーキビストは文書館の世界に閉じこもることなく類縁分野の専門家との協力を積極的に行い、相互協力により世界の記録遺産の保存と利用が更に広く行われるような努力をするべきなのです。

(完)